

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

枚方市地域活性化支援計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

枚方市

## 3 地域再生計画の区域

枚方市の全域

## 4 地域再生計画の目標

枚方市は昭和 30 年から 40 年代にかけて住宅都市として急激に発展した都市であるが、同時に、(株)小松製作所枚方工場などの大規模工場や、枚方中小企業団地・既製服団地など市の誘致によって立地した企業団地などの企業活動が大きな比重を占める工業都市としての性格も有していた。しかしながら、産業構造転換や住宅化の進展による操業環境悪化は、大企業のみならず関連の中小企業を含めて地域外への事業所移転を促し、雇用機会の喪失を進ませた。さらに、企業リストラに伴う人件費削減傾向は、パート就労や派遣契約就労など雇用形態の多様化を生むこととなった。

その一方で、市内には大学の立地が進み、6つの大学が存在する学園都市としての性格を強め、多くの学生層を抱えることになったほか、大阪市のベッドタウンとしての性格も持ち、女性層や退職者層など就業支援が必要な地域人材が増加している。

その結果、職を求める経験豊かな人的資源が豊富であるにもかかわらず、雇用の機会が少なくそのスキルが十分活用されない現状が、平成 16 年の大阪府における有効求人倍率 0.84 に比べ、0.36 と大阪府内で最も低い地域となっている原因であると考えられる。

これを解決するためには、多様化する消費者ニーズに応えうる新産業・新サービスの創造を促進し、これらを担う人材を育成するとともに、求人と求職のマッチングを図るための情報提供活動が極めて重要となっている。

枚方市地域活性化支援計画では、企業の立地促進、新たな起業家の育成、人材育成のための拠点整備などを通じて、雇用の受け皿となり得る産業を振興するとともに、パッケージ事業における人材育成事業と情報提供事業を通じて雇用機会の増大を図り、地域全体の景気回復を目指す。事業実施の目標として 529 名の就職又は起業を掲げる。

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5 - 1 全体の概要

枚方市における産業振興の取り組みをさらに進めるとともに、地域提案型雇用創造促進事業を通じて、「起業意欲のある人材の発掘・育成」、「就業能力の開発支援」といった「人材の育成」(人育て)と情報提供活動の取り組みをさらに効果的・効率的なものに拡充する「情報提供」(人結び)を実施することによって地域の雇用創造の促進を図っていき、総合的な地域活性化支援事業を展開する。

## 5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

## 5 - 3 その他の事業

### 5 - 3 - 1 パッケージ事業

「人育て」プロジェクトとして、次の 3 事業を実施する。

経営学の研究者や著名な起業家等の講演を基調として、新たなビジネスモデルに関する意見・情報の交換、異業種交流や販路開拓のための意見情報交換の場を提供する「新産業・新サービス創業支援セミナー」を実施して、新たな分野における雇用創出を図る。

家庭環境の問題から就業時間に制約のある女性層、前歴でのスキルや職務に対するスタンスの違いから就職困難となっている退職者層などを対象とした「就業能力開発支援セミナー」を実施して、求人企業が求める人的資源の育成を図る。

市内には 6 大学が存在し、在学者数合計で 19,000 人と学生の人的資源が豊富である。これに在住の学生も対象に加えて、「学生インターンシップ」を実施し、学生の就業能力開発を行い、次代の新産業・新サービス分野を担う人材の育成に取り組む。

また、「人結び」プロジェクトとして次の 2 事業を実施する。

「就業ガイダンス」を実施して、求人活動が活発な介護・医療・福祉などの新産業・新サービス分野を中心に、制度や仕事の内容、求められる能力や資格、その取得方法などに関する情報を収集する場として、関連施策の紹介、現場実務の事例紹介、合同面接、個別相談、適性検査などを総合的に行い求人求職マッチングの機会を提供する。

「インターネットを利用した求人求職マッチングサイト」を運営して、スカウトメール機能、求人案件メールでお知らせ機能、メール就職相談機能などを用いて、求人求職マッチングの機会を提供する。

なお、パッケージ事業の実施主体は、枚方市、北大阪商工会議所、学識経験者で構成する枚方市雇用機会増大促進協議会とする。

### 5 - 3 - 2 独自の事業

津田サイエンスヒルズへの立地促進事業では、誘致企業に対する法人税や不動産取得税などの優遇措置に加え、固定資産税相当額の 50%を企業誘致促進奨励金として 5 年間補助することにより、研究開発型の企業を誘致して新産業の振興を目指す。

また、起業を促進するため、市制度融資にかかる利子額及び信用保証料と府制度融資のうちスタートアップ資金融資にかかる信用保証料の一部を補給する。平成 17 年度には、コミュニティビジネスをめざす NPO 法人等を対象にした大阪府の地域創業融資制度とも連動して、コミュニティビジネスのビジネスプラン策定支援、顧客とのマッチング支援にも取り組む予定。

さらに、平成 17 年 4 月には人材育成複合拠点施設（愛称「輝きプラザきらら」）内にインキュベートルーム、セミナー室、パソコン研修室、共同研究室、相談室、国際交流室、大研修室等の施設を有する地域活性化支援センターを開設して、事業者の事業活動や起業者の起業活動を支援していく。

**6 計画期間**

地域再生計画の認定の日より平成 19 年 3 月 31 日まで

**7 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

事業実施の目標である就職者数を随時調査し、把握確認を行う。

**8 地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項**

該当なし